

行財政改革・創造プラン

1 改革・創造方針，目標

京都市財政は，今後も危機的な非常事態が続くだけでなく，より一層困難な財政運営を余儀なくされることは必至ですが，こうした状況にあっても，市民生活を守り，真に必要な政策・施策を推進していかなければなりません。

このため，一般会計はもとより，とりわけ厳しい経営状況にある地下鉄事業などの特別会計を含めて，市の総体を挙げて未来の京都づくりに向けた行財政改革に全力を傾注し，新たな市役所を創造していきます。

「子どもに笑顔，若者に夢，お年寄りに安心と生きがい」を第一とし，不要不急の事業の見直しや，総人件費の削減をはじめとした行政内部での最大限の努力により，可能な限り市民生活への影響を抑制します。そして，子育て支援など福祉の基本は維持するとの決意で，市民の皆様の御理解と御協力を得ながら，徹底した事務事業の見直しを行います。

また，市民の目線に立った市役所改革を推進し，市政の隅々にまで市民感覚を行きわたらせるなど，市民に信頼される市役所づくりを進めます。

なお，将来にわたり持続可能な行財政運営の確立に向け，京都市にとって本当に必要なものは何かといった観点から，このプランの考え方に基づき，不断に事業の点検，見直しを行います。

(1) 改革・創造方針

「地域主権時代をリードする市役所」()の実現に向け，時代を先取りした「スピード」，何事にもチャレンジする「パワー」，温もりの感じられる「ハート」を市政運営の信条にし，次の3つの方針のもと改革を進めます。

市民参加・共汗の推進と市役所の仕事の結果や効果を市民に「見える化」する。
時代の変化等を常に捉えながら公民の役割分担を絶えず見直し，最適な市民サービスを提供する。
将来にわたり必要な施策・事業を実施していくため，京都の未来に責任を持つ財政運営の確立を図る。

地域主権時代をリードする市役所

自ら考え，実行する政策自治体への転換を図るとともに，市民の力や地域の力がいかに発揮され，市役所がしっかりとそれをサポートする，市民と行政が共に汗する「共汗」の関係を築き上げることにより，市民ニーズに的確に対応する，満足度の高いスリムな市役所

(2) 目標

行財政改革・創造プランの目標として、行政運営及び財政運営について、改革・創造方針に基づき次のように取り組みます。

市民感覚・民間経営感覚による行政運営の確立
～行政運営のやり方を変える～

市民起点の効率的・効果的な行政運営

市政の隅々にまで市民感覚を徹底するとともに、民間並みの経営感覚、コスト意識を持ち、効率的で効果的な行政運営を確立します。

京都の未来に責任を持つ財政運営の確立
～全庁挙げて持続可能な財政健全化を加速～

京都の未来を築く共汗・融合型の戦略的予算編成

京都の未来を築くために必要な5つの分野（いのち・環境・知恵・ひと・刷新）に重点的に予算配分を行い、徹底的に行政の縦割りを排除し、市民との連携により予算編成を行うため、「未来まちづくり推進枠」を毎年度36億円の別枠として設定し、重点的な事業推進を図る。

歳入に応じた予算編成

平成21年度予算編成以降、公債償還基金からの借入りに依存しない財政運営を行います。

公営企業や特別会計，外郭団体も含めた財政の健全化

財政健全化法の指標において、「連結実質赤字比率」や「将来負担比率」が新たに導入されたことから、公営企業や特別会計，外郭団体は原則として一般会計からの任意の財政支援に依存しないよう、収支の健全化に向けた取組を進めていきます。

市債残高の減少を目指した市債の管理

将来に負担を先送りせず、将来の世代に過度の負担を残さないため、市債発行額の縮減を図り、国が発行額を決定し、返済に責任を持つ市債(臨時財政対策債)を除いた市債残高(一般会計)の減少を目指します。また、公営企業を含む全会計の市債残高についても、引き続き減少させます。

< 主な取組目標 >

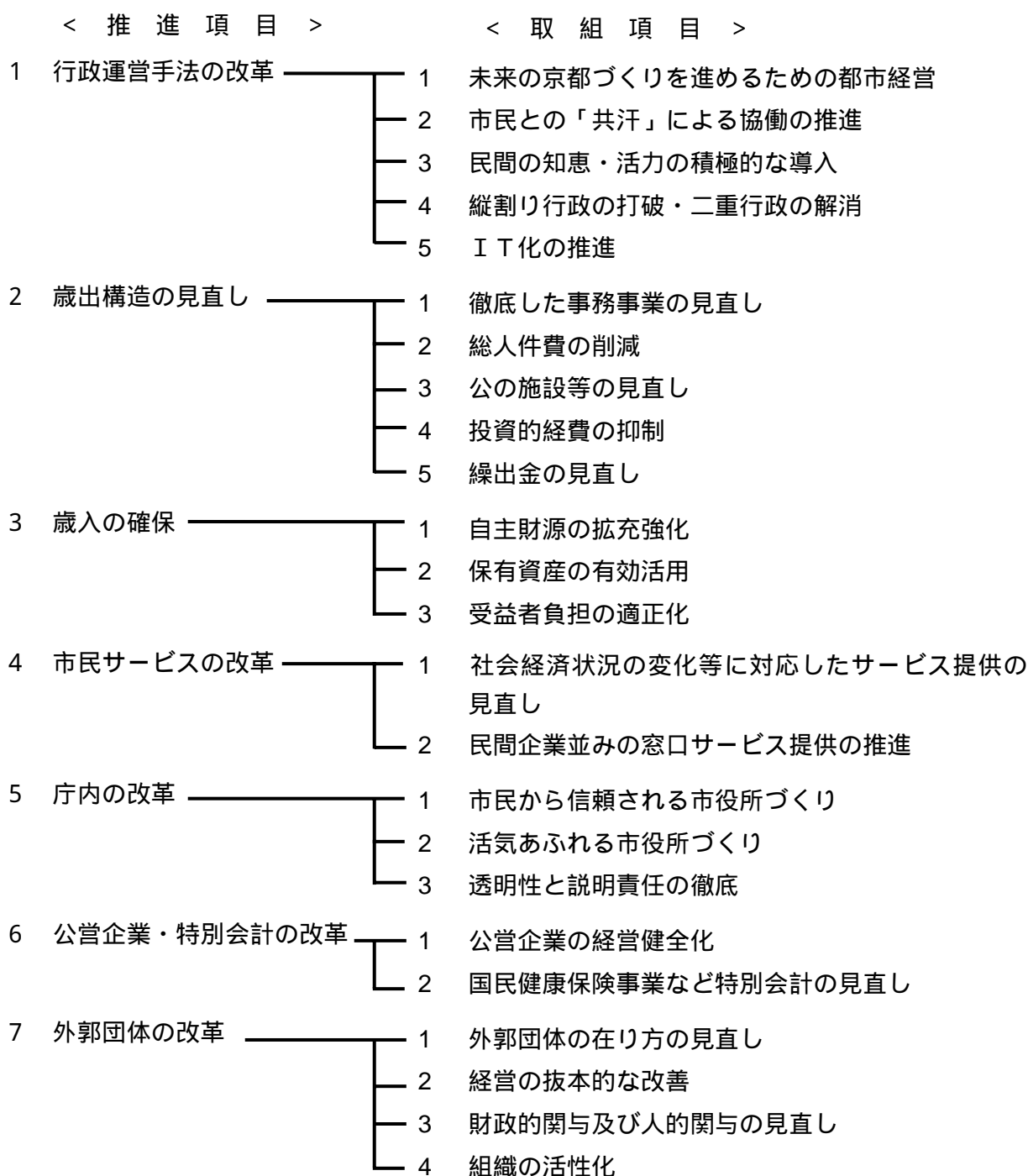
市民共汗サポーター登録者数	延べ10万人
共汗・融合を推進する「未来まちづくり推進枠」	毎年36億円
行政運営の更なる効率化等による職員数の削減	1300人削減(全市)
連結実質赤字比率の抑制	早期健全化基準(16.25%)未満
市債発行額の縮減	
国が返済に責任を持つ市債を除き、20年度水準から概ね2割縮減(一般会計)	

2 具体的な行財政改革・創造の取組

目標に掲げた行財政運営を確立するため、7つの推進項目に沿って、24の改革の取組項目を掲げ、全庁的に取組を進めます。また、本プランでは、これまでの行財政改革の計画にはなかった取組として、区役所・支所が地域の特色を生かし独自に取り組む項目を盛り込んで掲載しています。

さらに、各具体的取組には、市民の皆様にご理解・ご協力を得ながら改革を推進するため、「行財政改革・創造プラン（実施計画編）」において、具体的な指標、目標値等を可能な限り明示していきます。

「行財政改革・創造プラン」の体系



社会経済状況の変化や多様化，高度化する市民ニーズに的確に対応していくためには，限られた行財政資源を効率的，効果的に活用しなければなりません。これまでのように行政サービスをすべて自治体が行うのではなく，「民間にできることは民間に」を基本として，常に公民の役割分担を点検，見直さなければ，本来行政がやるべきことすらできなくなってしまいます。

このため，京都市では，真に必要な事業への選択と集中を更に強化するとともに，市民と市役所が共に汗する「共汗」の関係を築きます。また，民間並みの経営感覚，コスト意識を持って，様々な観点から行政運営手法についての点検，見直しを行い，更に効率的で効果的な行政運営を図ります。

1 未来の京都づくりを進めるための都市経営

時代の要請に即応し，未来の京都づくりに向けた政策・施策を推進するため，これまで京都市が培ってきた都市経営の仕組みに更に磨きをかけます。

そのため，平成16年度予算編成から導入している「戦略的予算編成システム」を，京都市の危機的な財政状況の下，市民との「共汗」や政策の「融合」により施策・事業の構築を促進する新たな予算編成システム（「共汗・融合型戦略的予算編成システム」）へと進化させます。

< 具体的取組 >

市民との「共汗」や政策の「融合」により施策・事業の構築を促進する新たな予算編成システム（「共汗・融合型戦略的予算編成システム」）の導入

政策推進や行財政改革等の具体的な数値目標及び取組成果を記載した成果重視の局
区運営方針の策定・公表

「行政評価条例」に基づく，総合的かつ体系的な行政評価システムの充実

試験研究機関，大学等の大規模な事業所における財務データを活用した事業所評価の
実施

時代や市民のニーズに的確に対応できる効率的で効果的な組織の整備

地方独立行政法人の対象業務への制度導入の検討

2 市民との「共汗」による協働の推進

市民と市役所が共に汗する、「共汗」を基本として業務を展開し、市民やNPO等との協働や活動支援による協働領域の拡大を図り、市民が起点の行政運営を推進します。

< 具体的取組 >

市民と市役所が、知恵と力を合わせ、共に汗する仕組みの構築に向けた「未来まちづくり100人委員会」の創設・運営

「市民共汗サポーター」制度の創設・運営による新しい市政運営のスタイルの構築
市民活動団体・NPO・ボランティア等の活動の場「スモールオフィス」の拡大
未来の京都に向けた区民の自主的な取組促進のための地域提案型まちづくりの推進
地域における環境行政の拠点となる機能の整備

市民との「共汗」で進める地域ごとのごみ減量の推進

街路樹の里親の拡大による京都の美しい「緑」の保全

京都学生消防サポーター制度の充実による地域の災害対応力の向上

区役所・支所における地域の特色を生かした取組例

- 地元学区民による自主防除活動（猿害対策）の推進（左京区役所）
- 民生委員・児童委員と職員の「共汗」による地域福祉の推進（下京区役所）
- 「西京塾」等の充実によるまちづくり活動の担い手づくり（西京区役所）
- 地域交流の拠点・新伏見区総合庁舎に設置する市民交流スペースの区民との「共汗」による事業展開（伏見区役所）

3 民間の知恵・活力の積極的な導入

「民間にできるものは民間に」を基本として、単に経済性や効率性のみならず、行政責任の確保、秘密の保持、受託能力等の多角的な観点から検討を行い、民間委託、指定管理者制度、PFIなど民間の知恵や活力を積極的に導入し、市民サービスの向上と経費の節減を図ります。

< 具体的取組 >

大学や産業界などで活躍する新進気鋭の研究者からなる「最先端研究知シンクタンク（仮称）」の設置・運営による政策への反映

民間提案型市民サービス協働プロジェクトの実施による最適な市民サービスの提供

民間活力の導入や嘱託化等による直営の事務事業の効率的、効果的な業務運営
更なる公の施設の指定管理者制度の積極的な活用
公共施設整備における P F I など効率的な整備・運営手法の導入の推進

4 縦割り行政の打破・二重行政の解消

市民ニーズを基準に置いた縦割り行政の弊害の解消とお役所的な発想の打破により、新しく柔軟な発想で、様々な知恵を「融合」した行政運営を図ります。

また、現行の指定都市制度の下、京都市と京都府の役割分担が不明確なため発生している二重行政の解消に向けた取組を進めます。

< 具体的取組 >

市民の目線で徹底して行政の縦割りを排除する政策の「融合」

各任命権で実施している福利厚生事業についての在り方の検討

「府市行政協働パネル」の開催

区役所・支所における地域の特色を生かした取組例

▶ 「サンサ右京」での地域振興事業の実施による地下鉄集客増（右京区役所）

5 I T 化の推進

内部管理事務をはじめ業務の I T 化の推進による業務の効率化や経費の節減，市民サービスの向上を図ります。また，情報システムの最適化を追求し，情報化関連経費の縮減を図ります。

< 具体的取組 >

投票受付システムの導入による選挙事務の効率化

I T 活用の組織的なコントロール(I T ガバナンス)の強化によるシステムの最適化及び効率的な運用

I T を活用した内部管理事務の抜本的な業務改革による総務事務センター(仮称)の開設・運営

税務事務の電算化等による業務の効率化

市民のいのちと暮らしを守り、市民の皆様が安心・安全に暮らしていけることに最大限配慮し、社会経済状況や市民ニーズの変化等に的確に対応するため、歳出構造を見直します。

まず、不要不急の事業の見直しや、職員定数の削減等による総人件費の削減、施設の維持管理経費の節減など徹底した内部努力を行います。そのうえで、市単独で実施している事業、国の基準や他都市の水準を超える事業をはじめ、すべての事務事業について、京都市にとって本当に何が必要かという視点から、必要性や目的、費用対効果等を根本的に検証し、見直します。また、補助金の必要性等について、これまでの経緯にとらわれることなく、徹底的な点検、検証を行います。

さらに、公民の役割分担や負担の在り方を見直し、事業の整理・統合や効率的な事業手法の選択、柔軟な発想で創意工夫を活かしたコスト削減を図り、京都の未来に責任を持つ財政運営を進めます。また、公債費が将来の財政運営の過度の負担にならないよう、市債の発行に当たっては、市債残高の減少を目指し、市債発行額の縮減に努めます。

なお、見直しに当たっては、最近の厳しい経済情勢を踏まえ、本プランの期間中は、

- ・ 市独自に国基準の7割以下に軽減している保育料の現行水準の維持
- ・ 市費による少人数教育の継続

など、子育て支援や福祉における市民負担には十分配慮します。

1 徹底した事務事業の見直し

持続可能な財政へと転換し、必要な施策・事業を将来にわたり提供していくため、事業の必要性や目的、効果を再検証するなど、京都市の将来を見据えた徹底した事務事業の見直しを図ります。

(具体的取組名はゴシックで、見直し事業等は明朝で記載しています。)

< 具体的取組 >

本市単独で実施している事業をはじめとする事務事業の見直し

(主な見直し事業)

- ・ プール制(民営保育所職員給与等改善制度)の果たしてきた役割を考慮しつつ、財政支援については一定の見直し
- ・ 電子会議室
- ・ 環境局所管の家庭ごみ有料化財源活用事業を見直し、他局所管の地球温暖化対策を含む、環境施策に資する新規・充実事業への財源充当

- ・ 水質汚濁対策<浄化槽維持管理費補助事業>
- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会からの提言を踏まえた自立促進援助金制度の廃止
- ・ 京ものブランド町家工房事業
- ・ 市民が選ぶ「京のまち なじみのええ店」顕彰事業（仮称）の新規実施など
個店支援の再構築に伴う，商い創出事業（V I S）の見直し
- ・ 国際観光客おこしやすプロジェクト
- ・ 御池公共地下道等の維持管理
- ・ 特優賃フラット家賃減額補助
- ・ 学力定着調査(市単独事業)

など

イベント事業の見直し

（主な見直しを行うイベント事業）

- ・ マラソン大会（フルとハーフ同時）の実施に向けた検討・準備を行うための京都シティハーフマラソンの一時（2年間）休止
- ・ 京都・花灯路<事業費の一部節減>
- ・ 世界水フォーラムが開催されない年度における本市単独イベント「世界水フォーラムポスト事業」の廃止
- ・ かがり火管理委託料の節減
- ・ 子どもの楽園遊戯指導委託の見直し<「遊びのリーダー」によるプレーパーク事業に吸収して実施>
- ・ 大風流<京都学生祭典など青年層が主体となった他のイベントと融合>

など

補助金等の見直し

（主な見直しを行う補助金等）

本市外郭団体に対する補助金等の見直し

京都市環境事業協会，京都市女性協会，京都市体育協会，
きょうと京北ふるさと公社，花脊森林文化財団，京都福祉サービス協会，
京都中央看護師養成事業団，京都市景観・まちづくりセンター，
京都市住宅供給公社，京都市都市緑化協会

外郭団体以外の団体に対する補助金等の見直し

病院群輪番制病院運営補助，心身障害児者更生援護施設等運営補助，
京都市私立幼稚園協会・京都府私立幼稚園連盟<職員研修事業等に対する補助>

など

創意工夫による事業費の節減等

(主な節減等)

契約方法の見直し(競争性原理の導入)による委託料等の節減

ごみ収集業務

実施方法の工夫による事業費の節減

違法駐車等防止対策事業<サービス事業課所属の市職員が実施することにより民間への委託を廃止> ,

教育課程指導計画の作成<資料配布を電子媒体に切り替え印刷経費節減> ,

観光地等交通対策<地元等との共汗による実施体制の構築> ,

英語教育外国人指導員<担任等による指導の充実を図り、人数を縮減>

国・府等の補助制度の積極活用

地域活動支援センター、小規模通所授産施設、配食サービス助成事業

など

総務事務センター(仮称)の開設・運営〔再掲〕 推進項目 1 - 5 参照

2 総人件費の削減

市役所自らが最大限努力することで財源の確保と京都の未来に責任を持つ歳出構造への転換を図る必要があります。このため、徹底して効率的、効果的な行政運営を図り、職員定数の削減などにより総人件費の大幅な削減を行います。

<具体的取組>

事務事業の徹底した見直しなどによる職員数の更なる削減<平成23年度当初までの4年間で全任命権の職員数を1300人削減>

給与制度の点検・見直し

時間外勤務の縮減〔再掲〕 推進項目 5 - 2 - 参照

3 公の施設等の見直し

公の施設等について、その機能・役割等を改めて見直し、適正な施設数・職員数などを精査するとともに、施設の運営に当たっては、民間活力の積極的な導入を進めます。

< 具体的取組 >

公の施設等の在り方の見直し

(主な見直し施設)

- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会からの提言を踏まえた見直し（見直し内容を今後議論していく項目も含む。）
コミュニティセンター，学習施設，保健所分室，改良住宅，市立浴場
- ・ 文化会館・アバンティホールの運営見直し<文化会館やアバンティホールの運営について民間も視野に入れた運営方法の検討を行う。>
- ・ 京都市中央卸売市場第二市場の在り方検討委員会からの答申を踏まえた見直し
第二市場，と畜場
- ・ 醍醐和光寮の民営化
- ・ 大宮交通公園の見直し

など

公の施設等の維持管理費等の見直し

(主な見直し)

指定管理料の見直し

京都市環境保全活動センター，京都市国際交流会館，
文化市民局所管施設<一部の施設を除き，平成18年度から5年間の協
定で毎年，指定管理料を削減中>

維持管理経費の節減

クリーンセンター等環境施設，文化施設・スポーツ施設等，第一市場，
社会教育施設等

京都市への納付金等の増額，一般会計負担の軽減

京都市立芸術大学<定員増に伴う授業料収入等の増収>
勤業館<指定管理者からの納付金の増額>
第一市場<借入金返済による一般会計負担の軽減>

など

更なる公の施設の指定管理者制度の積極的な活用〔再掲〕 推進項目1 - 3 -

4 投資的経費の抑制

市税や地方交付税等の一般財源に伸びが期待できない現状を踏まえ、将来の財政の硬直化を招かないよう、市債残高の減少を目指して、市債発行額を縮減し、投資的経費を抑制します。

また、危機的な財政状況を踏まえ、公共事業のコスト縮減を図りつつ、事業の優先度を見極め、事業効果の高い公共工事へ予算を重点配分していきます。

老朽化等に伴い再整備の時期にある施設については、アセットマネジメントの観点から施設の長寿命化や売却、有効活用など施設の在り方について検討します。

< 具体的取組 >

市債残高の減少を目指した投資的経費の抑制（次ページ「市債残高の見直し」参照）

（主な取組）

一般会計の市債発行額を、国が返済に責任を持つ市債を除き、20年度水準から概ね2割縮減

南部クリーンセンター第二工場再整備着手時期の見直し<23年度に延期>

など

財源の有効活用と効率的な公共事業の執行による社会資本の整備・維持の着実な推進を図る「京都市公共事業コスト構造改善プログラム」の取組

土地開発公社の長期保有地の縮減と先行取得の厳正化

施設の長寿命化と省エネルギー化を図る「アセットマネジメント推進事業」の取組

5 繰出金の見直し

独立採算を原則とする企業会計の本来の姿に立ち返り、原則として一般会計からの任意の財政支援に依存しないよう、病院、交通、上下水道の各公営企業においても、最大限の経営健全化に努めることにより、一般会計負担(繰出金)の縮減を図ります。

< 具体的取組 >

公営企業への繰出金の削減

（主な取組）

病院事業<市立病院に対する繰出金のうち、任意のものについて、半減>

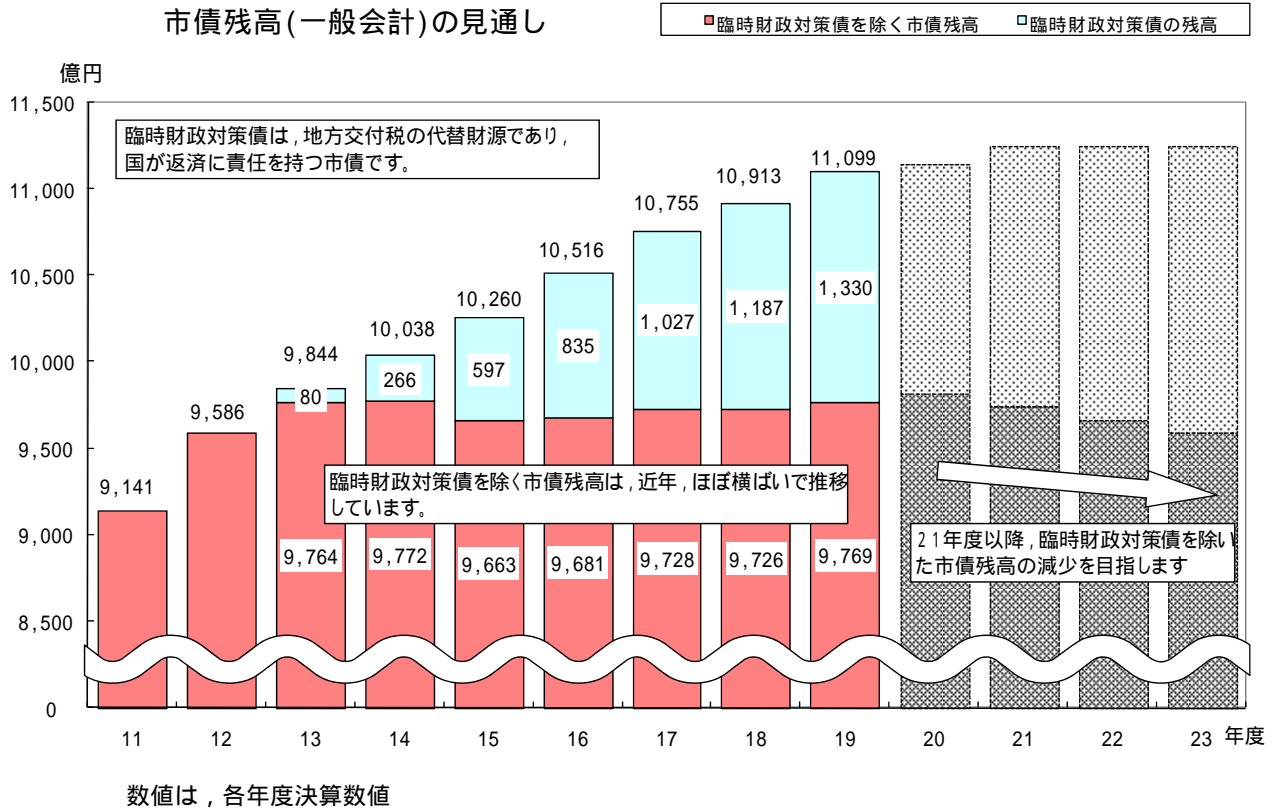
市バス事業<生活支援路線補助金・市バス購入費に対する補助金の縮減>

上下水道事業<琵琶湖第2疏水連絡トンネル建設補助金・汚水資本費補助金の休止、下水道事業維持管理費の縮減>

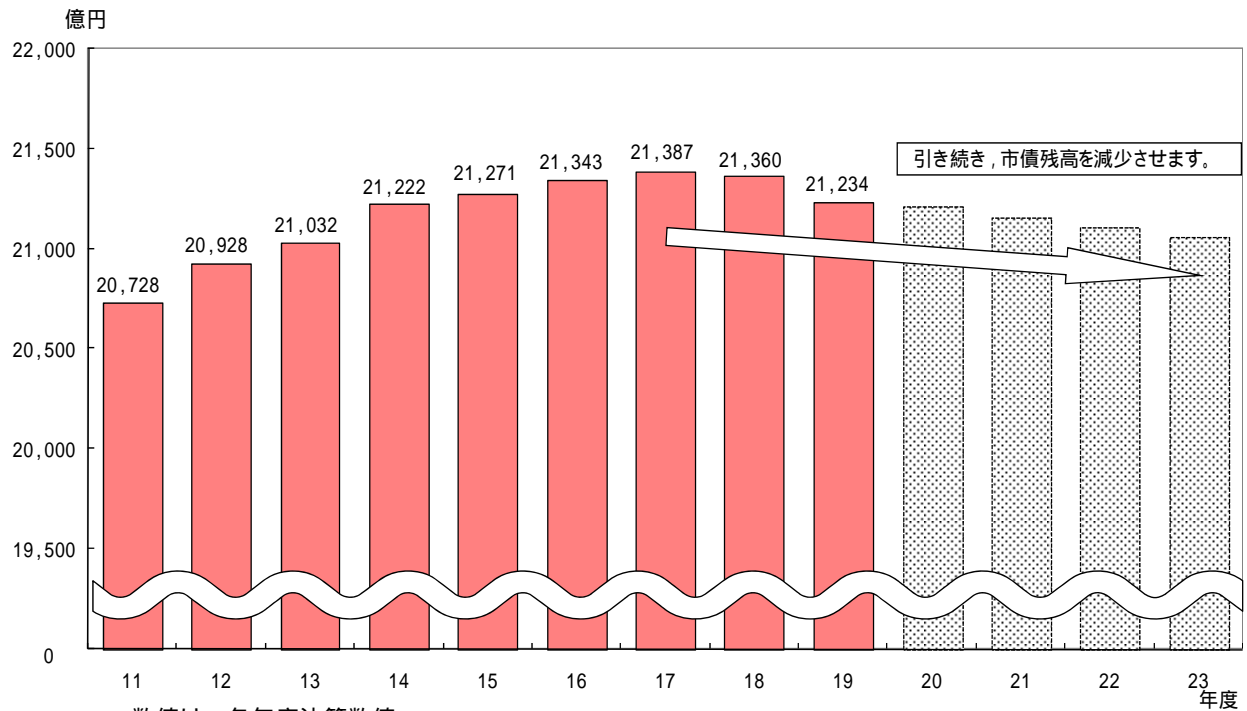
など

(参考)

市債残高(一般会計)の見通し



市債残高(全会計)の見通し



決算では、平成18年度から減少傾向となっていますが、当初予算の見込みで前年度を下回ったのは、平成20年度予算が初めてです。

地方交付税の減少傾向が続く中において、市民サービスを安定的に提供していくためには、自主財源の拡充強化を図り、財政の自立性、安定性を高める必要があります。また、市税、国民健康保険料、保育料等の徴収率の向上などに努めます。

さらには、課税自主権の活用や広告収入など市有財産の有効活用、利用目的のない財産の売却など、多種多様な手法による財源確保に積極的に取り組みます。

1 自主財源の拡充強化

市税等徴収率の向上や課税自主権の活用、様々な資産の広告媒体としての活用などにより財源の拡充強化を図ります。

< 具体的取組 >

京都経済の振興、雇用の創出による地域経済の活性化（税源の涵養）

市税等徴収率の向上

（数値目標）

- ・ 市 税 〔現況値：97.2% 23年度：97.4%〕
- ・ 介護保険料 〔現況値：97.9% 23年度：98.5%〕
- ・ 保 育 料 〔現況値：98.4% 23年度：99.0%〕
- ・ 国民健康保険料 〔現況値：90.7% 21年度：91.2%〕
- ・ 市営住宅家賃 〔現況値：96.8% 23年度：97.6%〕

市税や国民健康保険料、保育料、市営住宅家賃など債権回収強化の取組の推進

社会経済情勢の変化等に伴い、公平性や合理性を欠くこととなった市税軽減措置の見直し

京都の特性に応じた、地域主権の時代にふさわしい課税自主権の活用

ふるさと納税の活用

住民参加型市場公募債「京都浪漫債」の積極的な活用

持続可能な社会づくりに向けた「京都市民環境ファンド」の創設・活用

ネーミングライツの活用をはじめとした一層の広告料収入の確保

区役所・支所における地域の特色を生かした取組例

- 広告料収入の拡充<ホームページのバナー広告、印刷物等への広告掲載等>

（北区役所）

2 保有資産の有効活用

事務事業の見直しによる市民生活への影響を可能な限り抑制するため、公共施設の建替えに伴って、一定の役割を終えた土地等を売却するなど、保有資産の有効活用により財源を確保します。

< 具体的取組 >

保有資産の活用・売却等

(売却等を予定している主な土地)

旧北清掃事務所，西京まち美化事務所飛地，旧右京区役所，伏見保健所，
伏見福祉事務所，みかげ会館，繊維技術センター，旧美術工芸ギャラリー，
旧高野合同福社会館，旧市営葬儀事務所，洛西地区保育所用地，
旧山科老人いこいの家，心身障害児福社会館，用途廃止した市営住宅敷地，
旧伏見消防署，五条消防出張所，消防学校，鷹峯小学校グラウンド

など

このほか、平成20年度に売却を行い、公債償還基金に積み立てている二条駅地区五角形用地売却益についても、財源として活用する。

3 受益者負担の適正化

施策を持続可能なものとして継続するとともに，市民サービス向上や施策目的との調和，類似施設との均衡等を図るため，施設の使用料や手数料などについて，受益と負担の検討を行い，適正化を図ります。

< 具体的取組 >

使用料・手数料等の見直し

(主な改定項目)

- ・ 大学のまち交流センター使用料(大学利用以外)の改定<施設の維持・充実に活用>
- ・ 青少年活動センター<22歳以下(いわゆる「大学生世代」)は無料を維持しつつ，青少年の一部(23～30歳)の利用は有料化など>
- ・ 男女共同参画センター
- ・ スポーツ施設<利用料金の値上げ及び値下げ，夜間照明使用料金の適正化，使用区分・時間帯の見直し等による増収を施設整備等に活用>
- ・ 美術館<常設展観覧料，主催者からの要望を踏まえた駐車場利用の許可など>
- ・ 動物園<施設整備等に活用>
- ・ 無鄰菴<施設整備等に活用>
- ・ 京都市中央卸売市場第二市場の在り方検討委員会の答申を受けた，第二市場・と畜場の受益者負担の見直し
- ・ 学童クラブ<併せて開所時間を延長>
- ・ 中央斎場
- ・ 共葬墓地

手数料

ふん尿処理，持込ごみ，食品営業許可，狂犬病予防，保健所・病院等文書料

その他

心身障害者扶養共済保険料<国基準の改定を踏まえた見直し>

など

現在，京都市が提供している市民サービスが，社会経済状況が変化する中で，その必要性や目的が薄れていないか，また行政が提供すべきものかどうか，更には最適なサービス提供手法となっているかなどを常に点検し，時代に合ったものにならなければなりません。

さらに，区役所をはじめとした窓口の対応等については，利用者の立場に立って，お客様である市民の皆様が快く感じていただける，心のこもったより良いサービスの提供に努めます。

1 社会経済状況の変化等に対応したサービス提供の見直し

社会経済状況の変化に的確に対応し，真に必要な市民サービスを確実に提供していくため，必要性や目的が薄れてきているもの，今の時代に合わなくなったものを見直しや，IT化による利便性の向上の取組を進めます。

< 具体的取組 >

市民サービスの向上と行財政運営の一層の効率化のための区役所等の業務，組織の改革

民間提案型市民サービス協働プロジェクトの実施による最適な市民サービスの提供
〔再掲〕 推進項目 1 - ③ -

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会からの提言を踏まえた見直し（見直し内容を今後議論していく項目も含む。）

自立促進援助金制度，コミュニティセンター，学習施設，保健所分室，改良住宅，市立浴場〔再掲〕 推進項目 2 - ① - ，推進項目 2 - ③ -

インターネットを活用した行政手続，施設予約や案内など電子窓口サービスの提供の拡充

戸籍事務の電算化

京北病院におけるオーダリングシステム（診療現場における処方や予約などのオーダー入力システム）の導入による待ち時間の短縮などサービスの向上

2 民間企業並みの窓口サービス提供の推進

「笑顔・親切・ていねい・テキパキ！」民間企業並みの窓口サービスの提供を進め、その達成度を市民の皆様と共に評価し、改善します。

また、市民ニーズやライフスタイルの変化に応じたサービス提供に向け、ITの活用や窓口機能の集約化等によるワンストップサービスの取組などを推進します。

< 具体的取組 >

不特定多数の市民等の来庁のある区役所等を対象とした、市民と共に進める「窓口サービス評価・実践制度」及び市民対応アドバイザーによる職場巡回、対応指導の実施による民間企業並みの窓口サービスの推進

「総合案内人」の全区役所・支所への配置による親切・丁寧な窓口案内

わかりやすく快適な受付窓口の整備及びワンストップサービスの取組

市民ニーズを踏まえた市民が利用しやすい区役所・支所の窓口サービスの提供

区役所・支所における地域の特色を生かした取組例

- 区民だれもが利用しやすい区役所づくり< 庁内プロジェクトチームの設置等 >
(上京区役所)
- 「職員誰でも案内人の育成!!」による窓口サービスの向上 (東山区役所)
- すべての職員の窓口案内のレベルアップ< 各課業務の職員向け資料作成等 >
(山科区役所)
- 他課業務の的確な案内による窓口サービスの向上< マニュアル作成等 >
(南区役所)
- 業務予定表の作成による来庁者への案内の充実 (西京区役所)
- 来庁者への積極的な声掛けから始める親切・ていねいな窓口対応の推進
(西京区役所洛西支所)
- 区庁内プロジェクトによる窓口サービスの向上 (伏見区役所)
- 巡回視察チームの創設及び「お客様の声」アンケートの通年実施
(伏見区役所醍醐支所)

常に市民の目線に立ち、公正かつ適正、確実に仕事を進めるなど市民の皆様から厚く信頼される市役所を目指します。そのため、京都市役所の財産である職員が自信とやりがいを持って積極的に仕事に取り組むことのできる活気あふれる市役所づくりを進めます。

また、市民との「共汗」の関係を築き上げるため、市民の皆様積極的に情報を提供、公開し、市政運営の透明性の向上と説明責任を果たしていきます。

1 市民から信頼される市役所づくり

常に市民の目線に立った仕事の適正かつ確実な実施やコンプライアンス（法令遵守）の徹底等による市民から信頼される市役所づくりを進めます。

< 具体的取組 >

民間企業の人事担当者、学識経験者の意見を踏まえた新たな人材育成方針の策定・運用

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」の徹底

市民が参加する職場訪問チームによる市役所の業務改善

市民と共に進める「窓口サービス評価・実践制度」の導入及び市民対応アドバイザーによる職場巡回、対応指導〔再掲〕 推進項目 4 - ② - 参照

ごみ収集業務に関する P D C A サイクルの構築による業務の点検・改善

区役所・支所における地域の特色を生かした取組例

- 区民により信頼される区役所づくりに向けた「さぁ きょうから はじめよう キャンペーン」の実施（左京区役所）
- 意見箱（仮称）の設置等による業務改善（下京区役所）

2 活気あふれる市役所づくり

職場のコミュニケーションの活性化による職員の意欲の高揚，市民の目線に立って改革に取り組む職員の育成等による活気あふれる市役所づくりを進めます。

< 具体的取組 >

すべての職員が参加する全職場での「“きょうかん”ミーティング」の実施

市民感覚が市政の隅々まで行きわたる徹底した改革を推進するための「全庁“きょうかん”実践運動」の推進

市民や産学とも共汗して市政課題を研究・実践するチームの創設

新たな人材育成方針の策定・運用〔再掲〕 推進項目5 - ① - 参照

職員提案制度の推進

職員の仕事と家庭・地域活動の両立，健康維持等の観点からの全庁的な仕事のやり方の見直しをはじめとした時間外勤務縮減に向けた取組の推進

区役所・支所における地域の特色を生かした取組例

- 職員のサービス力向上のための「職員総コンシェルジュ（総合案内人）化計画」（北区役所）
- 的確な対応，正確な案内に向けた区役所検定の実施（中京区役所）
- 「区役所サポーター（仮称）」との協働による区民サービス向上（南区役所）
- 改革に取り組む職員の育成のための「深草支所“きょうかん”推進プロジェクトチーム」の設置（伏見区役所深草支所）

3 透明性と説明責任の徹底

市民の皆様が知りたい情報を分かりやすく提供し，説明責任を果たすことで透明性の高い市政を実現します。

< 具体的取組 >

わかりやすい財政情報の提供

要綱のホームページへの掲載

附属機関等の必要性の検討などによる適正化

区役所・支所における地域の特色を生かした取組例

- 各課における業務目標の設定（伏見区役所醍醐支所）

少子長寿化の急速な進展をはじめとする社会経済構造の変化等の様々な要因により、公営企業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増していくものと考えられます。そのため、公営企業においては、引き続き、一層効率的な経営とサービスの向上を追求する必要があります。

さらに、財政健全化法における、公営企業の経営健全度を測る指標として、「資金不足比率」に加え、公営企業会計も含めた全会計の収支を合計した「連結実質赤字比率」も導入されました。今後は、一般会計だけでなく公営企業も含めた市全体の財政健全化に取り組む必要があります。

こうした状況のもと、独立採算の原則に基づく自立した経営の確立を目指し、原則として一般会計からの任意の財政支援に依存しないよう、民間委託の推進や効率化等による経費の節減、市民サービスの向上による増収など、徹底した経営改革を進めます。

1 公営企業の経営健全化

各公営企業の経営健全化計画に基づく取組等を推進するとともに、一般会計からの繰入金を見直すなど自立した経営の確立に向けた取組を積極的に進めます。

< 具体的取組 >

自動車運送事業及び高速鉄道事業経営健全化計画の策定及び推進
(P 7 9 「本プラン以後の市全体の赤字抑制のために」参照)

上下水道事業中期経営プラン(平成 19 年度策定)の推進及び業務改善による更なる経営改革

病院事業改革プラン(仮称)の策定及び推進

2 国民健康保険事業など特別会計の見直し

公営企業以外の特別会計についても、「連結実質赤字比率」の導入を踏まえ、市全体を見据えて収支の改善に努めます。

特に、多額の累積赤字を抱える国民健康保険事業特別会計については、安定的な運営のための取組が必要です。

< 具体的取組 >

国民健康保険事業特別会計の単年度収支の均衡

介護サービス需要に的確に対応するための第 4 期介護保険事業計画の策定

外郭団体は、指定管理者制度の本格導入による民間との競争、公益法人制度改革、財政健全化法の制定など、大きな環境の変化に直面しており、これまで以上に自主性、自立性を高め、経営健全化を図る必要があります。

このため、団体の経営状況や事業の公共性等の点検により団体の在り方を見直すとともに、経営評価システムの活用により経営の健全度や課題を把握し、自主的な経営改善を促すために必要な指導等を行います。合わせて、京都市の財政的関与及び人的関与の見直しや組織の活性化を図るための仕組みづくりを進めます。

1 外郭団体の在り方の見直し

団体の設立目的や経営状況等を点検し、必要に応じて統廃合等を推進します。

また、指定管理者制度により公の施設の管理を主たる業務とする団体の在り方の見直しや公益法人制度改革への対応も検討します。

< 具体的取組 >

統廃合等の推進及び公益法人制度改革への対応

2 経営の抜本的な改善

外郭団体経営評価システムを活用し、経営健全化に向けた指導調整を行います。さらに、経営が著しく悪化している団体については、積極的に経営健全化の検討を行い、経営改善に向けた取組を進めます。また、本市が損失補償を行っている団体の抜本的な経営改善を図るための方針を策定します。

< 具体的取組 >

外郭団体の経営健全化に向けた指導調整

3 財政的関与及び人的関与の見直し

団体の自主性，自立性を高め，透明性，競争性を確保するために，京都市からの補助金，貸付金，委託の在り方などについて，常に検証し，見直します。

さらに，京都市からの派遣職員数についても，必要最小限となるよう見直します。

< 具体的取組 >

補助金・貸付金の見直し < 20 年度 見直し対象補助金予算額の 10% (2 億円) 程度削減 >

原則複数事業者から委託先を選定するなど委託の在り方を見直し

派遣職員数の更なる適正化 < 20 年度 総数の 20% (52 人) 程度削減 >

4 組織の活性化

団体職員の資質の向上，組織の活性化等を図るため，団体間での人事交流の仕組みづくりや，法令遵守の徹底を図ります。

< 具体的取組 >

団体間の人事交流の仕組みづくり

各団体における法令遵守の徹底

<参考1> 一般会計における平成23年度までの3年間の財政収支見通し

上段()内は対前年度伸び率
一般財源等収入

(単位：億円)

区 分	20予算	21見込み	22見込み	23見込み
市 税	(2.7%) 2,662	(0.1%) 2,664	(1.8%) 2,712	(1.7%) 2,757
地方譲与税・府税交付金	(1.5%) 322	(1.9%) 328	(1.5%) 333	(1.5%) 338
地方交付税・臨時財政対策債	(9.7%) 828	(5.4%) 783	(8.4%) 717	(8.9%) 653
地方特例交付金その他	(4.9%) 85	(1.2%) 86	(15.1%) 73	(0.0%) 73
一般財源等収入総額 A	(0.5%) 3,897	(0.9%) 3,861	(0.7%) 3,835	(0.4%) 3,821

財源配分(一般財源等ベース)

区 分	20予算	21見込み	22見込み	23見込み
未来まちづくり推進枠	(0.0%) 40	(0.0%) 40	(0.0%) 40	(0.0%) 40
局 配 分 枠	(2.8%) 4,005	(2.3%) 4,099	(0.4%) 4,115	(0.8%) 4,147
義務費等枠	(2.5%) 3,380	(2.3%) 3,458	(0.4%) 3,443	(0.3%) 3,455
給与費(退職手当除く)	(1.9%) 1,148	(0.8%) 1,139	(0.7%) 1,131	(0.5%) 1,125
給与費(退職手当)	(26.7%) 128	(5.5%) 135	(2.2%) 132	(7.6%) 122
法定義務経費	(26.3%) 571	(2.1%) 583	(2.1%) 595	(2.5%) 610
投資的経費	(46.4%) 97	(11.3%) 108	(2.8%) 105	(9.5%) 115
公債費	(1.2%) 769	(6.1%) 816	(0.7%) 810	(1.7%) 824
繰出金	(15.0%) 667	(1.5%) 677	(1.0%) 670	(1.6%) 659
局裁量枠	(4.6%) 625	(2.6%) 641	(4.8%) 672	(3.0%) 692
投資的経費	(5.4%) 59	(0.0%) 59	(0.0%) 59	(1.7%) 60
繰出金	(5.3%) 79	(0.0%) 79	(1.3%) 80	(1.3%) 81
その他裁量的経費	(7.1%) 487	(3.3%) 503	(6.0%) 533	(3.4%) 551
財源配分額合計 B	(1.9%) 4,045	(2.3%) 4,139	(0.4%) 4,155	(0.8%) 4,187
財源不足額 A - B	148	278	320	366

21~23財源不足総額

964

何ら行財政改革の取組を行わなかった場合の財源不足額の累計(実質赤字額),実質赤字比率

財源不足額累計(実質赤字額)		278	598	964
実質赤字比率		7.79%	16.75%	27.00%
		財政健全化団体	財政再生団体	

< 一般会計における平成 23 年度までの 3 年間の財政収支見通しの前提条件 >

一般財源収入等の見込み方

経済成長率の見込みや地方交付税の動向の見込みに基づき見込んだ。

市税，地方譲与税・府税交付金，地方特例交付金その他

各年度の名目経済成長率見込みを基に見込んだ。

なお，固定資産税・都市計画税の評価替え，地方特例交付金（特別交付金）の廃止を反映させている。また，道路財源（地方譲与税・府税交付金）については，今後の動向が不明なため，現行制度が継続される前提で見込んでいる。

< 参考 > 試算に用いた名目経済成長率

20 年度 2.10% 21 年度 1.90% 22 年度 1.70% 23 年度 1.50%

（平成 20 年 1 月 国の財政見通しに用いた財務省試算数値）

- 1 財務省試算数値で示された 2 種類の試算のうち，名目経済成長率の小さい数値を用いている。
- 2 昨今の世界的な金融不安の高まりなどにより，景気が更に下振れするリスクが存在するが，財政収支見通しの前提となる平成 21 年度以降の名目経済成長率見込みは，平成 20 年 1 月時点で，国（財務省）が財政見通しに用いた数値を用いている。一方，内閣府による平成 20 年度の名目経済成長率見込み（平成 20 年 7 月試算）では，平成 20 年 1 月の政府経済見通し 2.10% を 0.30% に下方修正しているが，これは内閣府が独自に行ったもので，財務省が見通した平成 21 年度以降の数値については変更されていないことによるものである。

地方交付税・臨時財政対策債

現在の減少傾向がそのまま継続されるものとして見込んだ。

退職手当債

平成 20 年度以降見込んでいない。

特別の財源対策

行政改革推進債，公債償還基金借入とも平成 20 年度以降見込んでいない。

財源配分の見込み方

未来まちづくり推進枠

従来の政策重点化枠と同額の，毎年度 40 億円で見込んだ。

義務費等枠

給与費を除き，未来まちづくり推進枠事業の後年度負担額を見込んだうえ，下記のように見込んだ。

給与費

平成 20 年度予算額及び定数を基礎として見込んだ。退職手当については，現時点での定年退職者数見込みにより試算した。

法定義務経費，繰出金

過去の伸び率や公営企業における各経営計画などに基づき見込んだ。

投資的経費

事業計画等に基づき見込んだ。

公債費

既発債の発行条件などに基づき見込んだ。

局裁量枠

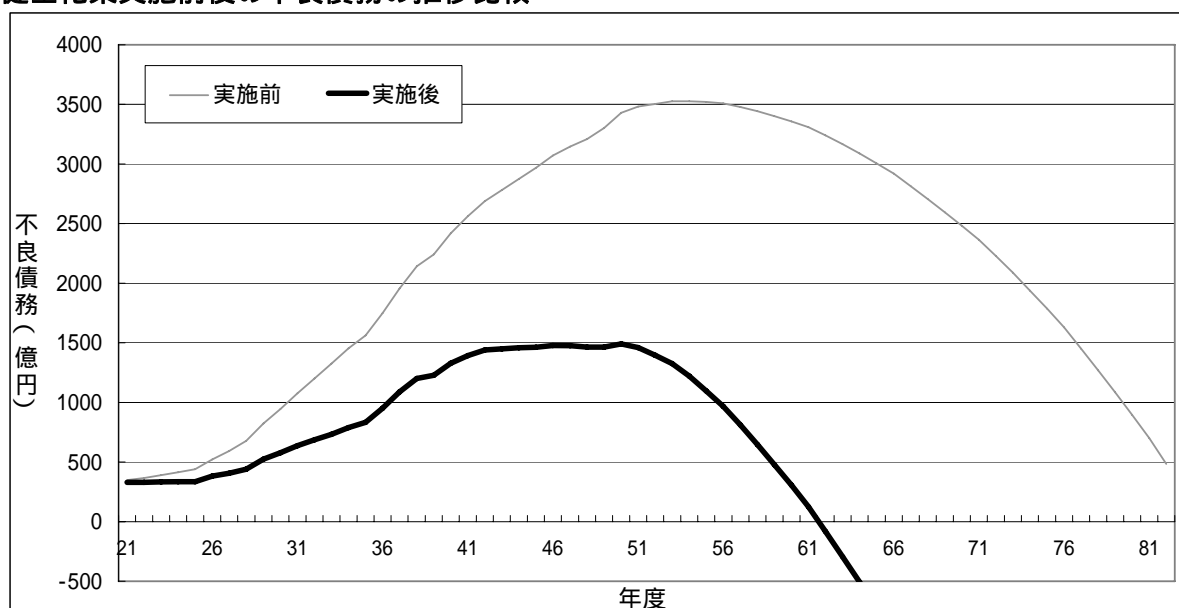
平成 20 年度予算額をベースに，未来まちづくり推進枠事業の後年度負担額等を見込んだ。

<参考2> 本プラン以後の市全体の赤字抑制のために

- ▶ 新たな地下鉄事業の経営健全化計画案は、1日当たり5万人程度の乗客増（平成30年度）と5年毎の運賃改定を見込んでいますが、経営健全化計画案で見込んだ収入増加策とコスト削減策が実現できなかった場合の収支の補てんについて、一般会計からの繰出金を確保することは極めて困難です。

⇒ このため、1日当たり5万人の増客など、新たな地下鉄事業の経営健全化計画の実現に向けて、全市を挙げて取り組んでいきます。この結果、不良債務を最大3,526億円から1,490億円に圧縮することが可能となります。

健全化策実施前後の不良債務の推移比較



- ▶ このような新たな地下鉄事業の経営健全化を実現したとしても、不良債務は長期的に増加する見込みです。これは、国から特別に発行を認められた市債を財源とする一般会計からの経営健全化出資（16～25年度総額640億円）が25年度で終了するためです。このため、26年度以降、不良債務の急増は不可避であり、連結実質赤字比率にも大きな影響を与える見込みです。

したがって、平成26年度以降も出資債の発行を可能とする経営健全化出資制度の延長や、高金利企業債の借換、返済期間の長期化を国に強く求めていきます。